

平成 28 年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第 1 回 鹿児島地方最低賃金審議会議事録

開催日時		平成 28 年 7 月 12 日 (火) 午前 9 時 00 分～午前 10 時 32 分
開催場所		鹿児島合同庁舎 第 2 会議室
出席者	公益代表委員 (3名)	大芝周子 田畑恒春 野平康博 (敬称略)
	労働者代表委員 (5名)	石田則行 大島幹敏 階元仁 新内親典 谷口真由美 (敬称略)
	使用者代表委員 (5名)	井立田真里子 岩重昌勝 内道雄 田所泰博 吉田健朗 (敬称略)
	事務局 (5名)	江原労働局長 吉野労働基準部長 西田賃金室長 平松賃金室長補佐 里給付調査官
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成 28 年度鹿児島地方最低賃金審議会の運営について 2 運営小委員会の委員の指名について 3 平成 28 年度鹿児島県最低賃金改正諮問について 4 鹿児島県最低賃金専門部会における最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用について 5 産業別最低賃金の改正に関する申し出について 6 今後の日程調整について 7 鹿児島県最低賃金専門部会における関係労使からの意見聴取について 8 その他 	
配付資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 第 52 期鹿児島地方最低賃金審議会委員名簿 2 鹿児島地方最低賃金審議会運営予定表 (案) 3 平成 28 年度答申日別最短効力発生予定日一覧表 4 平成 28 年春季賃上げ妥結状況 5 産業別最低賃金の改正の申し出についての意向表明 (写) <ol style="list-style-type: none"> (1) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (2) 百貨店、総合スーパー (3) 自動車(新車)小売業 6 鹿児島県産業別最低賃金に係る適用労働者数等の通知について <ol style="list-style-type: none"> (1) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (2) 百貨店、総合スーパー (3) 自動車(新車)小売業 	

○西田賃金室長

委員の皆様には、大変お忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、本年度最初の審議会でございますので、ご出席の皆様をご紹介させていただくところですが、委員の皆様は昨年から引き続きご就任いただいております、時間の関係もございますので、恐れ入りますが委員名簿をご覧くださいことでご紹介に代えさせていただきますと思います。お手元の資料番号1に委員名簿がございますので、ご覧ください。

本日は新納委員が欠席、石塚委員には現在連絡を取っており、新内委員からは少々遅れるというご連絡がありました。

続きまして、事務局の労働局職員に異動がありましたので、紹介させていただきます。

○西田賃金室長

鹿兒島労働局長の江原でございます。

○江原労働局長

4月に参りました。よろしくお願いいたします。

○西田賃金室長

労働基準部長の吉野でございます。

○吉野労働基準部長

今回賃金室職員に異動がありまして、不慣れな点あるかもしれませんがよろしくよろしくお願いいたします。

○西田賃金室長

賃金室長補佐の平松でございます。

○平松室長補佐

平松でございます。よろしくお願いいたします。

○西田賃金室長

給付調査官の里でございます。

○里給付調査官

里でございます。よろしくお願いいたします。

○西田賃金室長

私は賃金室長の西田です。よろしくお願いいたします。

○西田賃金室長

それでは、本年度の第1回目の審議会でございますので、改めてお願い申し上げます。本審議会におきましては、議事録を作成しております。この議事録の正確を期すために、進行役の方を除きまして、ご発言いただく際には必ずお名前をおっしゃっていただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、皆様方の前にマイクがございますが、これは議事録作成のための集音マイクでございます。拡声機能はついておりませんので、申し訳ございませんが、少し大きな声で御発言をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

それでは、1回目の審議会でございますので、審議に先立ちまして、江原労働局長よりご挨拶を申し上げます。

○江原労働局長

労働局長の江原でございます。

本日は、大変お忙しい中、御参集くださいます誠にも有難うございます。

皆様方には、引き続き今年度も、第52期鹿児島地方最低賃金審議会委員としてご審議をよろしくお願いいたします。

また、昨年度は、非常にタイトな日程の中で長時間に亘る熱心なご審議をいただきまして、改めて感謝申し上げます。

さて、最近の鹿児島県の経済状況につきましては、日本銀行鹿児島支店が7月1日に発表しました「鹿児島県金融経済概況」によりますと、「鹿児島県の景気は、熊本地震の影響により観光が大きく落ち込んでいるが、基調としては緩やかに回復しつつある。」と判断されております。

また、県内の雇用情勢につきましては、5月の有効求人倍率が1.00倍と25年1か月ぶりに1倍となり、有効求人数は21か月連続の増加、有効求職者数は73か月連続の減少となっております。企業における人手不足感が高止まりの状況となっております。

ところで、先月6月2日に、「ニッポン一億総活躍プラン」、「経済財政運営と改革の基本方針2016」及び「日本再興戦略2016」が閣議決定されました。

これらの閣議決定においては、我が国の今後の課題として、「「成長と分配の好循環」を確立するためには、力強い成長戦略をとることにより、イノベーションと働き方改革による生産性向上と労働力の確保が必要であり、その中で最低賃金を含めた賃金の引上げを通じた消費の喚起を図る必要がある。」、このため「最低賃金の引上げに向けて、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等を図る。」などとされております。

当局としても、閣議決定に基づき、この中小企業への支援に重点的に取り組むこととしており、今年度も引き続き最低賃金引き上げの影響が大きい中小企業事業主の方々への労務・経営管理に関する無料相談・専門家派遣事業や業務改善助成金事業の、一層の周知に取り組んでまいります。

本日は、この後、今年度の鹿児島県最低賃金の改正諮問をさせていただきたいと考えておりますが、本年度の調査審議に当たりましては、県内の経済状況、雇用情勢に加えて、今申しあげました「ニッポン一億総活躍プラン」、「経済財政運営と改革の基本方針2016」、「日本再興戦略2016」の方針に配意してご審議いただき、鹿児島県の多くの労働者が安心・納得して働ける結論を出していただければと考えております。

なお、中賃の目安諮問の際には、これらの閣議決定に配意した審議がされるよう諮問されていることから、皆様におかれましては、中賃の目安を参考にご審議いただければ先ほど申しあげました閣議決定に配意したことになるものと思料しますので、念のため申し添えます。

最後に、本年度の審議日程に関しましては、中賃での諮問日が6月14日で、今後の中賃答申日が7月末頃の予定となっておりますことから、本年度も非常にタイトな日程でのご審議となり、委員の皆様にはご苦労をおかけすることになりますが、このような状況につきましてもご理解をいただき、今後の審議会の円滑な運営に格別のご尽力を賜りますことを重ねてお願い申しあげまして、私からの挨拶とさせていただきます。

どうかよろしく願いいたします。

○西田賃金室長

それでは、本日は、会長が選出され審議が開会されるまでの間、慣例により私のほうで司会を務めさせていただきます。なお、これから先は座って説明させていただきます。

まず、議事に入ります前に報告事項がございます。

鹿児島地方最低審議会運営規定第6条により、審議会は原則として公開することとなっております。

事務局で、本日の審議会の傍聴希望者を公示しましたところ、7名の希望者がございました。この7名は、鹿児島県労連所属の方々です。

また、南日本新聞社、鹿児島讀賣テレビの方が取材を希望されており、審議会の頭撮りと諮問文を手渡す際の写真撮影を希望され、ただ今、会議室の外で待機していただいております。

また、参考資料2の⑤の公開要領によりますと、「審議会の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に対し、当該審議会の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする」、「審議会は、公開する会議において、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする」とされておりますので、後ほど、議事に入りました段階で、傍聴及び取材の諾否について会長にご判断をお願いいたします。

○西田賃金室長

続きまして、当審議会の会長と会長代理を選出させていただきたいと思っております。

これにつきましては、最低賃金法第24条第2項により、「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」ということになっておりますが、慣例により、公益委員の皆様

より候補者を推薦していただき、皆様にご承認いただくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○西田賃金室長

ありがとうございます。それでは、公益委員の方から発表をお願いいたします。

○野平委員

本件につきましては、先般開催いたしました公益委員会で協議済みでございますので、私からその結果を報告させていただきます。

会長につきましては田畑委員、会長代理につきましては石塚委員を推薦いたします。

○西田賃金室長

ただ今、会長に田畑委員、会長代理に石塚委員の推薦のご報告をいただきましたが、ご承認いただけますでしょうか。

(異議なし)

○西田賃金室長

ありがとうございます。それでは、会長に田畑委員、会長代理に石塚委員が決定いたしました。それでは、会長にご挨拶をいただきたいと思えます。

○田畑会長

みなさんおはようございます。前年度に続きまして会長を仰せつかりました田畑です。今年も労使双方ともに協調すべきところは協調していただき、妥協すべきところは妥協していただいて、お互い納得できるところをもって基準が決められればいいなというふうに思っております。私も努力いたしますけれども、皆様のご協力がないとこれは決まりませんので、是非ご協力方よろしくをお願いいたします。

○西田賃金室長

ありがとうございました。それでは、これからの議事進行を田畑会長をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○田畑会長

では、只今から、平成 28 年度第 1 回の鹿児島地方最低賃金審議会を開催いたします。まず、開会に先立ちまして、本審議会の成立について事務局より報告をお願いします。

○西田賃金室長

最低賃金審議会令第5条第2項によりますと、「審議会は、委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。」と規定されております。

本日は委員の3分の2以上の、現在13名の委員にご出席いただいておりますので、定足数を満たしており、本審議会は有効に成立しておりますことを、ここにご報告いたします。

○田畑会長

ありがとうございます。今報告がありましたように本審議会は、有効に成立しているとのことですので、これから審議を始めます。

先ほど話がありましたように、本日は、傍聴と取材を希望される方々がおられ、取材については審議会の頭撮りと諮問文を手渡す際の写真撮影を希望されているとのことです。審議会の公開につきましては、お手元の参考資料2の⑤の「鹿児島地方最低賃金審議会の公開要領」の第5項で、「審議会の会議の公開は、会議の傍聴を希望するものに対し、当該審議会の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする。」と規定されています。

私としましては、本審の場合は、皆さんのお手元にありますように、本日の議事の内容からしまして非公開にする理由はないと思いますので、傍聴と取材を認めることとしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○田畑会長

ありがとうございます。それでは、傍聴と取材を認めることにしましたので、事務局は傍聴希望者と取材希望者を入室させてください。

(傍聴希望者と取材希望者が入室)

○平松室長補佐

傍聴希望者は7名おられました。現在3名いらっしゃっておりますので、本日は3名となります。

○田畑会長

はい。おいでいただきましたので、再開いたします。

本日の議題は、皆さんのお手元の資料にありますように、1番の「平成28年度鹿児島地方最低賃金審議会の運営について」から8番目の「その他」までの8項目あります。

て、この順番に従って1番目から順番に審議していきたいと思いを。

まず、1番目の議題は、「平成28年度鹿児島地方最低賃金審議会の運営について」ですけれども、この件について、事務局から説明をお願いします。

○平松室長補佐

平成28年度鹿児島地方最低賃金審議会の今後の運営案につきましてご説明いたします。お手元の資料ナンバー2、上から2番目にインデックスがついております「鹿児島地方最低賃金審議会運営予定表(案)」によりまして、昨年の運営実績も踏まえ私ども事務局のほうで考えました本年度の審議会の大まかな流れについてご説明いたします。この予定表の作成に当たりまして留意した点でございますが、一つ目は今年度の中賃の目安の答申が見込まれる日が7月28日頃ということ、二つ目としまして県最賃の早期発効、この二つの点に留意しまして作成した仮の日程案でございます。後者の県最賃の早期発効でございますが、ここ数年、中央最低賃金審議会、すなわち中賃における諮問等の関係で、地域別最低賃金の改正諮問を7月初旬の方針で行っております。昨年は7月9日でしたが、本年度も本日行わせていただくこととなりました。

そして県最賃の発効日につきましては、全国的にも10月1日発効を目標とするということが定着しておりまして、当局でも10月1日発効を目標としているところでございます。10月1日発効を前提とした場合、きわめてタイトな日程設定を前提としなければならないということが予想されております。

その次にございます資料ナンバー3の1枚目をご覧いただきたいのですが、「平成28年度答申日別最短効力発生予定日一覧表」をお付けしております。その一覧表の1枚目が地域別最低賃金の場合でございますが、こちらをご覧いただきますと、発効予定日が10月1日の場合の答申日期限が8月5日金曜日となっております。一方、産別最賃につきましてはこれまで年内発効ということがひとつの目安とされてきたところでございますが、同じ一覧表の2枚目、3枚目、こちらが特定最低賃金の場合でございます。こちらをご覧いただきますと、年内発効ということのひとつの目安とした場合の答申期限は、11月1日火曜日となっております。こういった点を踏まえまして先ほどご覧いただきました資料ナンバー2のほうを作成しております。

もう一度資料ナンバー2の1枚目にお戻りいただきまして。1枚目が平成28年度の審議会運営予定表の案、2枚目が昨年度の審議会運営実績表となっております。1枚目、2枚目いずれも左端の列に上から順番に本審、公益委員会、運営小委員会、県最賃専門部会、そして3つの産業別の専門部会、電気関係専門部会、百貨店、総合スーパー専門部会、自動車(新車)小売業専門部会と並べておりまして、それぞれ右へ移動していただきますと月ごとの各部会の運営状況などが一覧していただける、ご理解いただけるという形になっております。

2枚目の昨年度の実績表をご覧いただきたいのですが、昨年度のそれぞれの審議会の開催日を記載しております。

次に表の中の小さな丸数字でございますが、2枚目の場合は昨年度の審議会の開催順

を示しております、1枚目の場合は本年度における審議会等のおおよその順番である
とご理解いただきますようお願い申し上げます。

それでは本年度の予定を、具体的に説明させていただきます。

①の第1回公益委員会につきましては、すでに6月15日水曜日に開催させていただいて
おりまして、会長候補、会長代理候補の選出等についてご議論いただいております。

②の本日の第1回本審についてでございますが、地賃は中賃の諮問を受けて開催する
ということになっておりまして、6月14日火曜日に中賃での目安諮問があったことを踏ま
えまして、本日ここに第1回本審を開催させていただいたという状況でございます。

③、④の県最賃専門部会の公示でございますが、本日の県最賃の諮問をお受けになられ
ますと、公示期間を2週間程度といたしまして県最賃専門部会委員の推薦公示を行い、
この公示を経て専門部会委員を任命させていただきます。

⑤の第2回本審についてでございますが、7月29日午前中をとりあえずの案とさせてい
ただいております。こちらはあくまでも中賃の目安が7月28日までに答申されるので
はないかということを前提として、記載させていただいているものでございます。

⑥から⑨まで県最賃の専門部会を書いておりますが、こちらは8月上旬頃、順次開催さ
せていただきまして、金額改正等について詳しいご審議をいただく流れが考えられます。
開催回数は例年3回から4回程度でございますが、審議の状況によりましてその回数が
変わってくるものと思われまして、昨年度との違いを申し上げますと、昨年度は審議日程
を円滑にするために、県最賃専門部会の1回目を中賃の目安答申前、答申が出される前
の7月24日に開催させていただいておりますが、今年は委員推薦の公示期間の関係か
ら、一昨年までと同様に第2回本審で目安伝達を行った後に県最賃専門部会を開催させ
ていただくという順番に戻す形で案を作らせていただいております。

⑩の第3回本審につきましては、県最賃専門部会で金額改正の結審に至った場合、その
結審の当日か結審日からあまり日が開かないうちに第3回本審を開催し、可能であれば
その中で答申をいただければと思っております。

⑪は県最賃決定要旨の公示についてですが、第3回本審で改正の答申をいただいた場合
は、直ちに審議会の意見の要旨を公示しております。これに対する異議申し出は、公示
日から15日以内となっております。

⑫は運営小委員会についてでございます。産別最賃改正等の申し出が例年通りなされた
場合は、第2回の本審において、産別最賃の改正の必要性の有無について諮問させてい
ただくこととなります。そして、これを受けて運営小委員会において「改正の必要性あ
り」という答申をいただいた産別最賃につきましては、それぞれの専門部会においてご
審議いただくということとなります。

⑬の第4回本審についてでございますが、第4回本審は、公示した意見要旨につしまし
て異議申し出がなされた場合に、その異議申し出についてご審議をいただくことにな
ります。

最後に⑭の最賃決定の公示については、第4回本審で異議申し出に関する審議会の意
見が出された後に最低賃金の決定などを行いまして、決定事項を官報に掲載して公示を

するという流れとなります。

以上大まかな流れをご説明しました。今後の審議会等の審議項目につきましては、簡単ではございますが資料ナンバー2の表に記載しておりますので、併せてご確認いただければと思います。

以上で大まかな流れについての説明を終わります。

○田畑会長

はい、ありがとうございました。今、事務局からこれからのスケジュールの説明がありました。資料2のA3のペーパーですが、これに対するご質問、ご意見等はございませんか。

よろしいですか。

(質疑、意見なし)

○田畑会長

それでは、A3のペーパーの流れに沿って今後のスケジュールを進めていくということになります。特にご異議はないようですので、平成28年の審議会の運営につきましては、この2番の案に沿って進めていくことにしたいと思います。ただ、突発的な事項とか審議すべき事項が生じた場合には、このスケジュール以外にも開催することがあり得るということをご留意いただきたいと思います。

○田畑会長

続きまして2番目の議題に入ります。2番目の議題は、「運営小委員会の委員の指名について」ですが、運営小委員会は、お手元の参考資料2の①の審議会運営規程第3条によりますと「特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設ける」となっております。

実際には、先程の運営予定表にもありますように、主に産業別最低賃金の改正の申出があった場合に、その必要性の有無を審議するということになっております。それで資料の5にありますように、今年の3月に申し出の意向表明が出されています。

運営小委員会の委員につきましては、お手元の参考資料2の④の運営小委員会運営要領第3項によりますと、「小委員会は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員それぞれ3名をもって構成する。委員は審議会の議決により会長が指名する。」となっております。

これまでの慣行に従って、本年度も公・労・使各側で協議をしていただいて、それぞれ3名ずつ推薦いただきたいと思います。公益委員からは、石塚委員と野平委員と、私、田畑が推薦されておりますので、ご報告させていただきます。

労側、使側、もし決まっておりましたら、発表していただきたいと思います。如何ですか。

○新内委員

まだ決まっておりません。

○田畑会長

使側はどうですか。

○田所委員

使側は、岩重委員、内委員、田所の3名です。

○田畑会長

はい、労側はまだですね。使側は岩重委員、内委員、田所委員ということですが。

公益委員は石塚委員と野平委員と私、田畑ということですが。

まだ決まっていないようでしたら、決まった後で事務局を通じてお知らせいただければと思います。その後で9名決まるわけですので、9名決まった時点でよろしくお願ひしたいと思います。

では、今の運営小委員会の委員の指名については、労側はまだ決まっていないということですが、公益と使側は決まったということになります。

○田畑会長

3番目の議題に入りますが、3番目の議題は、「平成28年度鹿児島県最低賃金改正諮問について」です。事務局は諮問文の準備をお願いします。

(事務局は、諮問文(写)を配付した。)

○江原労働局長

それでは、私から、鹿児島県最低賃金の改正につきまして、最低賃金法第12条の規定に基づいて諮問をいたしたいと思います。

挨拶の中でも申し上げましたが、今年度の鹿児島県最低賃金の改正決定の調査審議に関しましては、県内の経済状況、雇用情勢に加えまして、「ニッポン一億総活躍プラン」、「経済財政運営と改革の基本方針2016」及び「日本再興戦略2016」に配慮したご審議をお願いしたいと思います。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

鹿児島県地方最低賃金審議会

会長 田畑 恒春 殿

鹿児島労働局長 江原 由明

最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、鹿児島県最低賃金（昭和 55 年鹿児島労働基準局最低賃金公示第 3 号）の改正決定について、ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）、経済財政運営と改革の基本方針 2016（同日閣議決定）及び日本再興戦略 2016（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議をお願いする。

よろしく申し上げます。

（諮問文を朗読後、江原局長が会長に諮問文を手交した。）

○田畑会長

皆さんのお手元にもあると思いますが、今、諮問文をいただきましたので、まずは、中央最低賃金審議会のスケジュールについて、事務局より説明をお願いします。

○西田賃金室長

先ほど、平松補佐の説明にもありましたように、確定的なものは決まっていない状況です。今年度の中央最低賃金審議会の審議状況でございますが、6 月 14 日に中央最低賃金審議会が開催されまして目安額の諮問がなされ、同日、第 1 回目の目安に関する小委員会が開催されました。

今後は、3 回程度小委員会が開催された後、7 月 28 日までには審議会を開催し答申予定と聞いておりますが、これは中賃の審議次第ということになりますので、確定したものではありません。

今後の日程につきましては、審議次第で不確定なことが多いですけれども、中賃の情報につきましては、入り次第、委員の皆様にはメール等でご連絡差し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

○田畑会長

はい、ありがとうございます。今の日程の説明等についてご質問等はございませんか。よろしいですか。

中賃がこの通り進むかどうかはこちらでは完全に把握はできませんので、それに沿ってやっていくということになります。

（質疑なし）

○田畑会長

続きまして、4 番目の議題の「鹿児島県最低賃金専門部会における最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用について」の議題に入ります。

先ほど江原労働局長より鹿児島県最低賃金の改正について諮問がありましたので、鹿児島県最低賃金専門部会を設けて審議していくこととなりますが、従来から鹿児島県最

低賃金の審議では、最低賃金審議会令第6条5項を適用しておりません。

お手元の最低賃金決定要覧の161ページの審議会令第6条5項で、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されています。

これは、どういうことかと言いますと、「県最賃の専門部会で決まったことをもって、この本審の決議とすることができる」ということです。

しかし、第6条5項を適用しないということは、県最賃の専門部会で決まったことを、再度本審に上げていただいて、本審で最終的な決議をするということの意味します。

鹿児島の場合は、従来から専門部会で決まったものを本審に上げていただいて、本審でまた再度決議していただくということできています。本年度もこれまでと同様に、第6条5項を適用しないこととして、専門部会の決議だけではなく、そのあと本審の決議も必要だということにしてよろしいかお聞きしますが、よろしいですか。

(異議なし)

○田畑会長

それでは、本年度も鹿児島県最低賃金の審議につきましては、最低賃金審議会令第6条5項を適用しないで、本審の決議を必要とすることとします。

○田畑会長

続いて、5番目の議題に入ります。5番目の議題は、「産業別最低賃金の改正に関する申出について」ですが、これについて事務局のほうから説明をお願いします。

○平松室長補佐

それでは、産業別最低賃金について、ご説明させていただきます。

産業別最低賃金につきましては、平成20年に行われた最低賃金法改正によりまして、法律上は「特定最低賃金」と呼ばれることになりました。元々「産業別最低賃金」という名称があった訳ではなく、それまで事実上このような「産業別最低賃金」という名称を使ってきていたという経緯もございまして、法改正後もこの「産業別最低賃金」という名称を使うということになっておりますので、この会議の説明でも「産業別最低賃金」と表現させていただきたいと思えます。

さて、産業別最低賃金につきましては、最低賃金法第15条に基づく最低賃金の改正等の申出を労使が行うのを待って審議に入る、とそういう格好になっております。

現在、鹿児島県における産業別最低賃金は、

- ・ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- ・ 百貨店、総合スーパー最低賃金

- ・ 自動車(新車)小売業最低賃金

この3つの業種について決定されておまして、例年、それぞれの産業別最低賃金の改正等の申出を、それぞれの関係労働団体から受けております。

今日現在の状況で言いますと、本年3月末までに、改正等の申出を行いたいという「意向表明」が、関係労働団体から提出されております。

その写しが、お手元の資料ナンバー5の(1)から(3)まで、資料に綴ってございます。

例年7月中下旬を目途に改正の申出がなされますので、それを受けて、第2回本審におきまして、まず産業別最賃の改正の必要性に関する諮問を行い、この必要性の有無の審議を運営小委員会で行っていただき、「改正の必要性有り」という結論が出た場合には、それを受けて本審で改正必要性の答申をいただき、その後、金額改正の諮問、そしてそれぞれの専門部会で詳しい金額のご審議を行っていただくという流れになってまいります。

産業別最低賃金につきましては、平成14年12月に出されました「中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告」、こちらは要覧の214ページの中であげられておりますけれども、この中で「関係労使のイニシアティブの発揮」により一層円滑な審議と運用がなされることが謳われており、これを受けまして、鹿児島地方最低賃金審議会では、平成15年3月に「中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告への対応について」、参考資料では2の一番後ろの「鹿児島地方最低賃金審議会運営規程集」の中のインデックス番号6「中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告への対応について」を全会一致で定めまして、その中で、「関係労使当事者間の意思疎通」、「関係労使(オブザーバー)の参加による必要性審議」、「金額審議における全会一致の議決に向けた努力」、「適用労働者数等の通知」などについて決定いたしております。そのうちの「適用労働者数等の通知」につきましては、本日の資料No.6の(1)から(3)のとおり関係労使あて、既に通知しているところでございます。

また、産業別最低賃金につきましては、最低賃金審議会令第6条第5項に基づき、専門部会の結審をもって、本審の決定とすることができるとなっておりますので、こちらにつきましては、今後の本審の中でその取扱いをどうするか、お決めいただくことになります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○田畑会長

はい、ありがとうございます。産業別最低賃金の改正に関する申し出について説明してもらいましたが、今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

○田所委員

今説明があった資料ナンバー6の(1)、(2)、(3)に「適用事業場の数」が記載されておりますが、具体的に適用事業場がどこかということをお示しいただけるのでしょうか。今は適用事業場の数だけを示してありますが、これを具体的に、適用事業場はどこだ

というのを第2回本審または運営小委員会の時に、お示しいただけますか。特に百貨店、総合スーパーについては全部教えてください。

○西田賃金室長

今のご意見は事務局のほうでお預かりして検討させていただきまして、ご回答させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○田所委員

特に百貨店、総合スーパーについては対象が年によって変わりますので、対象事業場が去年も判定基準に疑問を持ったという話が私のほうに参りますので、そこをしっかりと検討していただきたいと思います。

○田畑会長

他にはないですか。

○大島委員

すみません。ご意見というのは、「毎年変わる」という部分なのでしょうか。どういう意味合いでおっしゃっているのでしょうか。

○田所委員

「対象事業場が変わる」ということ。

○大島委員

この場合は、事業場のことではなくて産業のことをやっているのではないのでしょうか。我々は「産業としての百貨店あるいは総合スーパーの最低賃金を決めましょう」ということであって、「事業場がどこだから、その事業場をどうするか」という話をしていくのですか。

ここは、「産業としての、あるいは特定最賃をどう決めるか」ということであって、「事業場がここだから」とか「これは違うね」とか言い出したら、それは一労使の中の個別労使関係の中でやるべきことであって、「産業としてどうなんだ」ということを考える限りにおいては、「毎年変わる」とかそういう部分とは違うんじゃないかなと思います。

○田所委員

私はそういうことを言っているのではなくて、「総合スーパーの適用を受ける事業所が変わる」と。例えばある事業所が。

○大島委員

「ある事業所が変わる」ということはないですね。その企業におけるある部分が入

るか入らないかということであって。

それはある企業の単なる個別代表者としての意見であって、我々が望んでいる産業として、あるいは特定最低賃金としての論議においては、少し話が違うと思います。

○田所委員

そもそも適用事業場数というのは、どこが数字を示すのですか。それとも賃金室のほうで決めるのですか。

○平松室長補佐

現在、百貨店、総合スーパー最低賃金の適用事業場数が議論されておりますので、百貨店、総合スーパーに限ってお話をさせていただければと思います。まず私の説明の中でも触れました本日の資料2という大きなインデックスの一番後ろのほうに「中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告への対応について」というのがございますので、それを見ていただきますと、最後の5「適用労働者数等の通知について」というところで、3行ほど飛ばしまして「この通知にあたっては、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信器具製造業最低賃金は総務省所管の事業所・企業統計調査、百貨店、総合スーパー最低賃金は経済産業省所管の商業統計調査、自動車（新車）小売業最低賃金は鹿児島労働局において実施する調査の、各々最新の結果を元にして算定するものとする」と決められております。これによりまして、百貨店、総合スーパー最低賃金は経済産業省所管の商業統計調査によって、それをもとに適用労働者数を決めていくこととなります。ただ、経済産業省所管の商業統計調査は平成19年に行われておりまして、そのあと21年に国の統計調査に大きな整理が行われたという事情をもって、平成19年を最後に平成26年まで7年間、商業統計調査が行われずに参りました。これを補うために、今現在資料6(2)に通知を差し上げた数字というのは、平成24年経済センサスを基にはじいた数値を使わせていただいております。それが6(2)に出ている数値になります。

経済産業省所管の商業統計調査、経済センサスのいずれも、日本標準産業分類に書かれております定義、「百貨店、総合スーパー」というのは日本標準産業分類の細分類という一番小さな名称でございますけれども、その定義でもって決められているところでございます。定義の部分につきまして、少し細かなことになるやもしれませんが、定義の要となるところは、「常時従事者数が、労働者数が50人以上であること」、それから「商品の構成として、衣食住の3分野に分けた場合に衣食住のいずれが主たる販売品目であるか、判別がつかないもの」という定義になっております。

経済産業省の商業統計調査の定義づけというところを見ていただきますと、日本標準産業分類では「衣食住のいずれが主たる販売品目であるか判別がつかないもの」というところをもう少し詳しく述べておりまして、「衣食住の販売品目の売り上げが、いずれも10パーセント以上70パーセント未満の中に納まっていること」ということが、経済産業省の商業統計調査の百貨店、総合スーパーの定義になっております。

こちらの定義にははまるところは、今現在通知されているものとしましては、先ほど見ていただきました6(2)の17事業場ということになります。

○田所委員

今そういう細かい議論をするつもりは全くございませんで、要するに私どもが対象事業所を把握しないと、関係人のオブザーバーの指名ができないものですから、事業所と関係のないところをオブザーバーで呼ぶわけにいかないものですから、具体的にどこどこだというのを教えてもらわないとオブザーバーの相談に行きようもないので、そこを念頭に置いて質問をしたところでした。ただそういう相談をする中で「どこが対象になったんですか」と質問を受けて「どことどこだ」と説明をしていくと、「何故なんだ」という話はよく聞きますので、次回そのあたりを、今おっしゃったようなところを教えてくださいただければ私のほうは対象事業所に「こういう理由で貴方のところが対象になったんだよ」と、個々の店舗にとってはその対象になるかならないかというのはすごく大きな影響があるんですね。だからその人事担当者にとっては、非常に重要な問題なのです。どのような基準で適用事業所になったのか、ならなかったのかというのが、彼らにとっては関心のあるところですので、そういうことを念頭に置いてご質問したところです。それ以外のことにつきましては、全く他意がございません。

○田畑会長

よろしいですか。

○大島委員

そういうことであれば、もう少し裏側の事情をきちっと説明していただいた中で質問していただかないと、先ほど言いましたようにこちら側の考え等々が「こうじゃないですか」と出てしまいますので、是非、裏側にある質問の意義とといいますか、「何のために聞いているんだ」というところをきちっと説明していただきたいということを、今後とも是非お願いしたいと思います。

○田畑会長

よろしいでしょうか。それでは、この百貨店、総合スーパーのみでいいのですか。

○田所委員

他のものもお示しいただければ。

○田畑会長

他のものも原則的には同じ扱いになりますよね。よろしいですか、それは事務局のほうで検討していただいて。

○西田賃金室長

3 つとも同じ取扱いということになりますので、今いただいたご意見につきましてはこちらのほうで検討させていただきまして、ご意見をいただいた、また関係する委員の方々には、特に早めにご連絡をしたいと思っておりますのでご了承ください。よろしくお願ひします。

○田所委員

できれば教えていただければ。

○岩重委員

秘匿する理由が、何かありますか。

検討してということになれば、こういう理由で根拠をお示しできないということになれば、答えがわからないということになります。

次回一覧にして出していただければそれでいいのですよ。それで他に何をするわけでもないのですから。「秘匿する理由が何かおありなのですか」ということをお尋ねしているところです。

○西田賃金室長

全国的にこの名簿というものは出していないという状況がございまして、事業場数と労働者数の通知だけとしております。他局との兼ね合いもありまして、その辺のことも再度整理させていただいて、回答させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○田畑会長

他にはないですか。これは全部出してもいいのじゃないですか。出したうえで、別にペーパーをお渡しする必要はないのでとりあえずオープンにして、それでもって議論するのがいいかなと個人的には思いますが。そういう方向で検討していただければ。それこそ隠す必要は何もないので。隠していたら、審議にならないですよ。

○新内委員

隠しているというか、企業は分かっているはずなのです。自分のところがどこなのかということは。

○田畑会長

こちらが分かっていなければ、議論にならないのじゃないですか。

○内委員

「分かっているからオブザーバーを頼めない。」という話ですので、教えて下さい。大島委員は分かっているはずですよ。教えて下さい。

○大島委員

やはり個別の労使でやる部分と、産業でやる部分とは違いますから、そのところがどうなんだという話をしていく中においては、そこはおそらく経営されている方々については当然同じ資料を持っているはずですから、分かっているはずだと思います。「それが分からないよ」というのは、少し何故だろうというのがあるだけであって、ただその中において「この事業場」ということを言い出したら、あまりにも個別になりすぎるのではないのでしょうか。やはり産業としてどう考えるかということ。

○田畑会長

例えばオブザーバーを呼ぶにあたっては、全然ここから外れた人を呼ぶということに。

○大島委員

いやそれは、それぞれの企業において分かっていますよね、「うちには入っていません」ということは。ですから、産業別最低賃金ができるときに「これは守らないといけない」とか「うちには守らなくていい」とか言っているわけじゃないですか。分からなくてやっていたら、何でもかんでも守らないといけないとなったら、変になりますよね。

○内委員

公益とか使用者側が知らないわけですから。その会社ならご存知かもしれないけれど私たちは分からないわけですから、私たちに教えてくださいと言っているだけです。教えてください。それだけです。

○田畑会長

それはここで話しても、揉むのは。

○内委員

ええ、産別で揉んでいただければいい話です。

○田畑会長

では、事務局で検討していただいて、その回答を出していただきたいと思います。ということでよろしいですか。

○大島委員

今日のところは。

○田畑会長

では、6番目の議題の「今後の日程調整について」に入ります。
結構いろんなものが詰まっています日程調整は大変なんです、日程調整について、

審議会ですけれども事務局より説明していただいでよろしいですか。

○平松室長補佐

今からご説明します日程案は、中賃の目安が7月28日までに答申されることを前提にしたものでございまして、委員の皆様方の日程調整結果を踏まえた事務局の案ということでございます。

本日が第1回本審でございますが、第2回本審は「中賃から出された目安答申の伝達」という内容になりまして、当然、第2回本審は中賃の目安答申が出された後ということになります。事務局と致しましては、第2回本審を7月29日金曜日午前10時から開催させていただきたいと考えております。

また、第2回本審では産業別最低賃金改正の必要性につきましても諮問させていただく予定ですが、事務手続き等の関係から、改正の申出は7月25日月曜日までをお願いしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

また、運営小委員会は、予備日を含めまして複数回の日程を調整させていただきたいと考えておりますが、そのうちの1回目は8月18日木曜日午後から開催させていただきたいと考えております。

したがって、運営小委員会のオブザーバー推薦につきましては、8月10日水曜日までの提出をお願いしたいと考えております。

県最賃専門部会の日程につきましては、公益委員と労使代表委員のご了解を得まして、あらかじめ開催日時を検討させていただきました結果、
第1回専門部会は、8月1日 月曜日 午前10時から
第2回専門部会は、8月4日 木曜日 午前10時から
第3回専門部会は、8月5日 金曜日 午前10時から
第4回専門部会は、8月8日 月曜日 午前10時から
という日程案を、事務局の方では考えております。

また、第3回本審につきましては、第3回専門部会で結審した場合につきましては、第3回専門部会の審議が長引くことを考慮致しまして8月5日金曜日夕方からの開催、第4回専門部会で結審した場合につきましては、8月8日月曜日午前11時頃から開催させていただければと考えております。

それから、異議申し立てがあった場合の第4回本審は、できるだけ早い発効ということをご考慮致しまして、第3回専門部会、8月5日で結審した場合につきましては8月23日火曜日午前10時から、第4回専門部会、8月8日に結審した場合につきましては8月24日水曜日午前10時から、開催させていただければというふうに考えております。

最初に申し上げましたとおり、以上の日程案はいずれも、中賃の目安が7月28日までに答申されるということをご前提としたものでございまして、あくまでも事務局案ということをご提案させていただきます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○田畑会長

はい、ありがとうございます。今、配られたペーパーの日程について皆さんに予定を入れておいていただきたいなということだと思いますけれども、まず7月29日の午前10時から第2回の本審を開催したいという提案がありましたけれども、よろしいですか。

(異議なし)

○田畑会長

それでは予定を入れておいてください。

次に第1回の運営小委員会を8月18日の午後、時間はまだ分からないですか。

○平松室長補佐

できましたら1時30分ごろから開催させていただきたいと考えておりますが、如何でしょうか。

○田畑会長

できればここで決めていただいたほうが委員の皆さんもいいと思いますので、8月18日の1時30分からということ決めてよろしいですか。

(異議なし)

○田畑会長

それでは8月18日1時30分ということでもよろしくをお願いします。

もし予備日が必要であれば、その予備日の日程調整は後日ということでもよろしいですか。

(異議なし)

○田畑会長

それと産別最賃の改正申し出を7月25日までに提出してもらいたいということですが、よろしいですか。労側はよろしいですか。

○新内委員

はい。

○田畑会長

運営小委員会のオブザーバーの推薦は、8月10日までにお願いしてもらいたいとい

うことですが、労使ともに、もし必要ならばよろしいですか。

○新内委員

はい。

○田所委員

はい。

○田畑会長

では運営小委員会を8月18日の午後1時30分からということと、産別最賃の改正の申し出を7月25日月曜日まで、運営小委員会のオブザーバーの推薦を8月10日水曜日までということで、日程を決めさせていただきたいと思います。

次に専門部会ですが、

第1回専門部会を 8月1日(月) 午前10時から

第2回専門部会を 8月4日(木) 午前10時から

第3回専門部会 8月5日(金) 午後10時から

第4回専門部会 8月8日(月) 午前10時から

開催してもらいたいという提案がありましたが、それでよろしいですか。

もちろん早く意見がまとまればそれにこしたことはないですが、とりあえず4回まではこの予定でということですが、よろしいですか。

(異議なし)

○田畑会長

続きまして第3回の本審ですが、ちょっとややこしいですけれども、第3回専門部会で、専門部会は8月5日10時からですが、結審した場合は午後の遅い時間から本審を行いたい、第4回で、第4回は8月8日10時からですが、結審した場合は当日の午前11時から。10時から専門部会を開催して11時からですか、10時に始まって11時に終わるということはないと思われるから、「その日の専門部会が終わった後」という提案ですが、よろしいですか。

(異議なし)

○田畑会長

次に異議審ですが、異議の申し立てがあった場合は、本審を開かなければならないのですが、その場合は、第3回の本審、8月5日に決まって本審が終わった場合は8月23日の午前10時、8月8日の場合は8月24日午前10時ということです。第3回の本審は2日とってあるのですが、それは最初で終わるかもしれないし、後のほうになるかもしれ

れないということで、このあたりの皆さんのスケジュールをおさえておいていただきたいということです。

ということで、もう1回最初から確認しますが、
第2回の本審は7月29日金曜日の午前10時から開催します。
第1回の運営小委員会は8月18日の午後1時30分から開催
産別最賃の改正の申し出は7月25日月曜日までに提出
運営小委員会のオブザーバーの推薦は8月10日水曜日まで
ということをお願いします。

次に専門部会は

第1回が 8月1日月曜日 午前10時
第2回が 8月4日木曜日 午前10時
第3回が 8月5日金曜日 午後10時
第4回が 8月8日月曜日 午前10時 で開催します。

第3回本審については、8月5日で決まれば8月5日午後の遅い時間、4時とか5時とか6時とかそこからスタートすればいいということになります。

第4回の異議審は8月23日の午前10時か、もしくは24日の午前10時ということに開催することになりますので、皆さん日程の確保をよろしくをお願いします。

○田畑会長

続きまして、7番目は「鹿児島県最低賃金専門部会における関係労使からの意見聴取について」ということですが、これを審議したいと思います。

この件について、事務局から説明をお願いします。

○平松室長補佐

それでは県最賃専門部会における関係労使（参考人）からの意見聴取についてご説明させていただきます。

この関係労使（参考人）からの意見聴取と申しますのは、県最賃の専門部会が部会の議決によって必要であると認める場合には、関係労使を参考人として指定いたしましてその意見を聞くことができるとされている事項でございまして、最低賃金法第25条第6項、県最賃専門部会規定第3条で今申し上げましたとおりに定められております。したがって、これを実施するとなった場合の日時の設定など具体的な詳細につきましては、県最賃専門部会の議決により決めていただきますので、ここでは昨年度と同様に、本年度、参考人の意見聴取を実施する必要があるかどうかということ、実施する場合にはその推薦手続きをいつまでに行うかということ、それから意見聴取を行う労使関係者の人数をどうするかということについて、ご審議をいただければと思っております。

また推薦手続きをいつまでに行うかということにつきましては、参考人へ通知をする必要がございますのでそちらの時間を考えますと、できましたら7月26日火曜日までを期限としていただければと、事務局としては考えております。

昨年度までの状況を申し上げますと、平成 22 年度はこれを実施するという結論をいただきまして、参考人の人数は労使双方 2 名以内というふうにお決めいただいた経緯もございますけれども、23 年度以降は審議の結果、「意見を聴取しない」という結論をいただいております、23 年度以降はこれを行っておりません。

なお、今申し上げました「専門部会が自らの議決で行う意見聴取」とは別なものとなりますが、平成 26 年度以降につきましては、第 1 回本審終了後に行った意見公示に対して提出されたご意見について県最賃専門部会でご審議いただいた結果、その要望に応じることになりまして、県労連の方の意見を専門部会で聴取したという経緯がございますので、併せてご報告をいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田畑会長

はい、今、事務局から説明がありましたが、詳細は、県最賃専門部会で決めていただくこととなりますが、当審議会としましては、県最賃専門部会の参考人の意見聴取を実施するかどうかということが 1 点、2 点目は実施するとした場合に推薦手続きをいつまでにするのかということが 2 点目、3 点目は意見聴取を実施するとした場合の労使関係者の人数です。これに関してのご質問、ご意見等はないですか。

○新内委員

ここ数年参考人の意見聴取を行っていませんが、労側としては労側の議論の中身にそういう人たちの意見もきっちり踏まえたうえで意見を述べさせてもらっていると思っていますので、労側としては今年もこの部分は必要ないのではないかと考えています。

○田所委員

はい、使用者側も、必要ないと思っています。

○田畑会長

労使ともにそういうことですので、意見聴取を実施しないことにしたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

○田畑会長

それでは本年度の県最賃専門部会における関係労使（参考人）からの意見聴取については実施しないことにします。

○田畑会長

それでは、最後の議題の「その他」に移りますが、他に何かありますか。

○西田賃金室長

私のほうから2点ございます。

1点目はお願いごとでございます。6番目の議題、今後の日程調整の件です。中賃の目安が7月28日までに答申されることを前提とした案をご了承いただいたところですが、万が一、目安答申が7月29日以降にずれ込んだ場合の日程につきましては、可能な限り確保いただいている日時を生かす形で委員の皆様と調整させていただきたいと考えておりますので、その際にご協力をよろしくお願い申し上げます。

2点目は先ほど平成28年度の鹿児島県最低賃金の改正について諮問させていただきましたので、最低賃金法第25条の規定によりこれを審議していただく専門部会を設置することになります。このため、事務局で専門部会委員の推薦と意見聴取の公示をいたしますが、専門部会の開催の日程上、専門部会の委員推薦の公示は7月26日火曜日まで、意見聴取の公示は7月26日火曜日までとさせていただきたいと思っております。時間的に余裕がなく大変申し訳ありませんが、よろしく申し上げます。事務局からは以上です。

○田畑会長

はい、ありがとうございます。今説明がありましたとおりに、専門部会の委員推薦の公示、意見聴取の公示とも7月26日までということですので、よろしいでしょうか。

(意見なし)

○田畑会長

それとお願いですが、たとえば運営小委員会は1時30分からとか決まっていますが、本審の8月5日の遅い時間とかいうのは、その時間には都合の悪い方もいらっしゃると思いますが、たとえば5時30分とか6時とか、決めていただいたほうがいいかなと思っているのですが。

○平松室長補佐

それではこの場で誠に恐縮ではございますが、8月5日のスケジュールをご覧いただきまして、4時からの開催とした場合にご用がおありの方がもしございましたら。

○平松室長補佐

お二方、ご都合が悪いということでございますね。

○田畑会長

吉田委員は何時くらいならいいですか。

○吉田委員

5時半ぐらいだったら大丈夫です。

○平松室長補佐

5時半となった場合はいかがでしょうか。野平先生も不都合ということですね。

○田畑会長

もう一回日程調整かな。

○平松室長補佐

そうですね。すみません。もう一度メール等を差し上げますので、それで日程調整をさせていただいて、2回目の本審で新しい案を出したいと思いますので、それでよろしいでしょうか。

○田畑会長

はい。それではそういうことでもう一回日程調整をしていただく、時間調整ですね、ということよろしいですね。

それでは、他にご意見はございませんか。

(意見なし)

○田畑会長

なければ、最後に議事録署名者を指名しますが、労側は新内委員、使側は田所委員にお願いしたいと思います。

では以上をもちまして、予定しておりました今日の審議は終了しましたので、本日の審議会はこれで終了します。ありがとうございました。

議事録署名

会 長 _____

労働者代表委員 _____

使用者代表委員 _____